

よくある質問

試験地に関すること

問1																	
Q	現在、東京に住んでおり、8月に北海道へ引っ越す予定です。 できれば北海道で受験したいのですが、受験できますか？																
A	北海道では受験できません 原則、申込書を提出する時点（6/11～6/29）で、勤務地が北海道である、もしくは勤務していない場合は自宅住所地が受験地の条件となります。 【受験地の基準】 <table border="1"><thead><tr><th>申込日現在の勤務</th><th>受験地の基準</th><th>勤務地・住所地</th><th>受験地</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">受験資格対象業務</td><td rowspan="2">勤務地</td><td>北海道で勤務</td><td>北海道</td></tr><tr><td>北海道以外で勤務</td><td>勤務地</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td rowspan="2">住所地</td><td>北海道に在住</td><td>北海道</td></tr><tr><td>北海道以外に在住</td><td>住所地</td></tr></tbody></table>	申込日現在の勤務	受験地の基準	勤務地・住所地	受験地	受験資格対象業務	勤務地	北海道で勤務	北海道	北海道以外で勤務	勤務地	上記以外	住所地	北海道に在住	北海道	北海道以外に在住	住所地
申込日現在の勤務	受験地の基準	勤務地・住所地	受験地														
受験資格対象業務	勤務地	北海道で勤務	北海道														
		北海道以外で勤務	勤務地														
上記以外	住所地	北海道に在住	北海道														
		北海道以外に在住	住所地														

問2															
Q	試験申込時は釧路市に住んでいるのですが、9月に転勤で札幌に引っ越す予定です。 試験地を札幌会場にしてもらえませんか？														
A	試験地の会場を選ぶことはできません 試験会場は、申込時の勤務先所在地（勤務していない場合は自宅住所）に基づいて決定します。 試験地会場の基準 <table border="1"><thead><tr><th>勤務先所在地（または自宅の所在地）を所管する地区</th><th>試験地</th></tr></thead><tbody><tr><td>石狩、空知、後志、胆振、日高</td><td>札幌会場</td></tr><tr><td>渡島、檜山</td><td>函館会場</td></tr><tr><td>上川、留萌、宗谷</td><td>旭川会場</td></tr><tr><td>オホーツク</td><td>北見会場</td></tr><tr><td>十勝</td><td>帯広会場</td></tr><tr><td>釧路、根室</td><td>釧路会場</td></tr></tbody></table>	勤務先所在地（または自宅の所在地）を所管する地区	試験地	石狩、空知、後志、胆振、日高	札幌会場	渡島、檜山	函館会場	上川、留萌、宗谷	旭川会場	オホーツク	北見会場	十勝	帯広会場	釧路、根室	釧路会場
勤務先所在地（または自宅の所在地）を所管する地区	試験地														
石狩、空知、後志、胆振、日高	札幌会場														
渡島、檜山	函館会場														
上川、留萌、宗谷	旭川会場														
オホーツク	北見会場														
十勝	帯広会場														
釧路、根室	釧路会場														

受験要件に関すること

問3	
Q	介護職員初任者研修（旧；ホームヘルパー）の資格で、介護業務に従事していました。受験要件に該当しますか？
A	介護福祉士の法定資格がないと該当しません 平成30年度から、受験要件の資格が見直されました。 ※介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1・2級課程、旧介護職員基礎研修の資格も同様に該当しません。

問4	
Q	国家資格は持っていませんが、相談業務に従事していました。要件に該当しますか？
A	別紙 相談援助業務に従事する者の範囲 に記載ある施設・職種での相談業務であれば該当します。

問5	
Q	私は4月1日から事業所に勤務していますが、介護福祉士の登録日は5月15日からとなっています。実務経験に算入できる従事期間はいつからになりますか？
A	登録日の5月15日から算入できます 平成30年度から、法定資格取得日前の介護業務の期間・日数は算入できなくなりました。

問6	
Q	保健師の資格があり、市役所の介護保険課で、介護保険の認定調査の業務のみをしています。実務経験として算入できますか？
A	実務経験として認められません 認定調査業務は要援護者に対する直接対人援助業務ではないため。また、保健師の資格に基づく業務にも該当しません。

問7	
Q	介護福祉士の資格があり、 <u>住宅型有料老人ホーム</u> で介護業務に従事していますが、受験要件に該当しますか？
A	該当しません 住宅型有料老人ホームは、入居者が介護を必要とする場合において、外部の介護サービスの利用を受ける施設であり、介護を直接提供する施設ではありません。 ただし、訪問介護事業所に <u>所属して</u> 、外部サービスとして介護業務を提供する場合は該当します。

実務の期間・日数に関すること

問 8

Q

試験日3日前（10月11日）に、従事期間5年、従事日数900日の実務経験が満たされる予定です。受験することは可能ですか？

A

受験することは可能です

試験日の前日（平成30年10月13日）までの期間を算定できます。
この場合、申込時に実務経験証明書の【見込】を提出し、受験要件を満たした10月11日以降に、確定した実務経験証明書【確定】を改めて提出してください。

問 9

Q

業務従事日数は、1日8時間勤務でないと1日として計算されないのですか？

A

8時間に満たない場合でも1日として計算されます

例えば、1日2時間の非常勤（登録）訪問介護など、勤務時間の短い場合も1日として計算されます。また夜勤の勤務時間が17時～10時（仮定）の場合、1日の従事日数として計算されます。

問 10

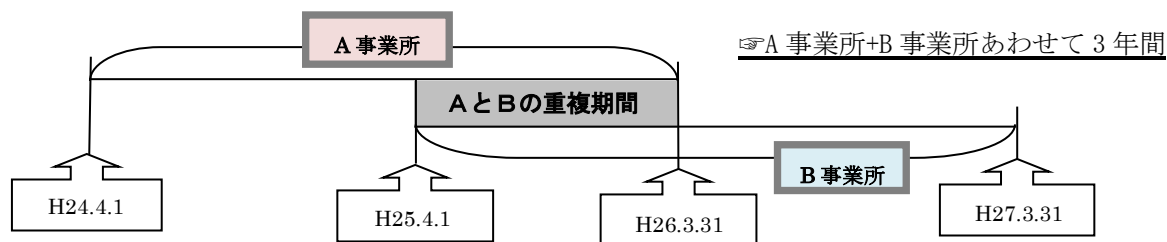
Q

同時期に2つの事業所にパート等で勤務した場合は、実務経験の計算はどうなりますか？

A

【例】 A事業所 H24.4.1～H26.3.31 B事業所 H25.4.1～H27.3.31 の場合
業務期間の考え方

それぞれの事業所で2年間の勤務ですが、H25.4.1～H26.3.31の1年間は重複しているため、3年間の実務期間として算定されます。
重複期間は、A及びB事業所それぞれに、「従事日数内訳（見込）証明書」の作成を依頼し提出してください。
↳ (6/11) 以降に配布される、試験案内にある様式です



従事日数の考え方

日数の計算では、同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合でも、1日の実務日数として算定されます。

	日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数
A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日
B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日
算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日

半日でも出勤すれば算定は1日

2ヶ所に出勤しても算定は1日

問 1 1**Q**

介護福祉士の業務を、●年●月●日～●年●月●日で従事していました。
たぶん5年の実務経験はあると思うのですが、受験要件を満たしていますか？

A

5年かつ900日の実務経験があれば該当します

5年とは受験要件の該当する業務に従事した従事期間のことであり、900日とは、その5年の従事期間のうち、実際にその業務に従事した日数〔休日・休暇（有休含む）、研修、休職等を除いた日〕のことです。

なお、受験要件の期間・日数等の確認は、電話等では回答できません。

受験要件に該当する期間や日数等は、実務経験証明書の書類をもって審査をさせていただきます。

提出書類に関すること**問 1 2****Q**

実務経験証明書を用意したいのですが、証明してもらう様式は決まっていますか？

A

決まっています

試験案内に実務経験証明書の様式があるので、その様式をコピーするか、もしくは本協会のHPから様式をダウンロードして、証明者に実務経験の証明を依頼します。

ただし、この様式は試験案内配布日（6/11）からしか配布・公開されませんので、現時点では、実務経験証明書の準備はできません。

できれば、証明者に試験案内配布日（6/11）以降に証明を依頼する旨を、あらかじめ伝えておくと、実務経験証明書の準備はスムーズになると思います。

問 1 3**Q**

昨年、北海道で受験して不合格でした。今年も受験をしたいと思いますが、また実務経験証明書を提出する必要がありますか？

A

必要です

平成30年度から、受験要件の改正に伴い、過去の受験票・合否通知等（原本）による実務経験証明書の省略ができなくなりました。全受験者の方に実務経験証明書・資格証等を提出していただくこととなります。

なお、平成31年度は、平成30年度の受験票・合否通知等（原本）の提出をもって、実務経験証明書を省略することが可能となる予定です。

問 1 4

Q	氏名が変わって、実務経験証明書と申込書の氏名が違う場合はどうしたら良いですか？
A	氏名の変更が確認できる、戸籍抄本の原本も申込書類と一緒に提出して下さい。

問 1 5

Q	看護師の資格を取得して4年になりますが、准看護師としての勤務期間を通算すると、5年以上（900日以上）になります。この場合、看護師の免許証の写しだけを添付すればよいのでしょうか？
A	看護師免許と准看護師免許の写しが必要です 准看護師と看護師の従事期間を合算しなければ受験要件を満たさないため、両方の免許証の写しの添付が必要となります。 証の裏面に登録年月日が記載されている場合があります。その際は、必ず裏面の写しも併せて添付してください。

問 1 6

Q	受験申込みにあたり、実務経験証明書は受験資格を満たす期間のものがあれば1枚でもよいですか？それとも、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか？
A	受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。 受験資格を満たす期間（5年以上かつ900日以上）を証明できれば、勤務先1カ所の証明書で構いません。一か所で受験資格を満たすことができない場合は、受験資格を満たすために必要な複数の勤務先の証明書を添付してください。

廃業に関すること

問 17

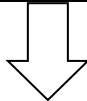
Q

勤務していた事業所が廃業してしまい、実務経験証明書を作成してもらえません。この場合、どのような手続きをとれば受験ができますか？

事業所が廃業しているため、実務経験証明書を作成してもらうことが困難な場合は、以下を参考にしてください。

※なお、この取り扱いは、廃業（閉鎖）した事業所の実務経験の有無を確認する場合の対応です。※提出された書類以外でも、審査の段階で追加提出を求める場合があります。

当時の理事長や施設長、事務長等の事業所を代表する方が、あなたの勤めていた時の勤務実績を確認できる書類（雇用契約書、出勤簿、勤務記録等）を保管している。



はい



いいえ

当時の責任者や破産管財人などが、当時の勤務記録や出勤状況、業務内容のわかる書類を有し、その実務経験を証明できる場合には、その方（個人）に実務経験証明書を発行していただいても構いません。

ただし、その場合には、証明者の立場を確認できる書類（公的機関に提出し、收受された事業所開設届や廃止届など）を添付していただく必要があります。

【審査に必要な書類】

- ①実務経験証明書（様式 3-1）
※証明印は証明者の個人印で発行
- ②事業所の開業日及び廃業日がわかる書類
- ③事業所開設届や廃止届、職員機構図、職員名簿等
（実務経験証明書証明者が当該事業所に所属していたことがわかる書類）

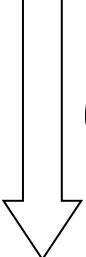
1 下記の内容を確認できる書類をご自身で保管している。

- ①従事期間
- ②従事期間における従事日数
- ③職種
- ④業務内容

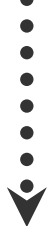
（例：給与明細書、シフト表、雇用契約書、過年度の実務経験証明書等）

※「実務経験証明書」で必要とされている①～④すべてを確認できる書類が必要です。

2 廃業したことが確認できる書類を提出できる（例：廃業届等）



はい



いいえ

給与明細書、雇用契約書等の確認書類をもとに申告してもらうことにより、実務経験証明書に代えることが可能な場合もあります。

当該事業所での期間の算定は **不可能**です。

必要な書類を準備したうえで、6月11日以降に連絡してください。

北海道介護支援専門員協会 ☎011-596-0392

※提出書類をもって審査させていただきます。提出された書類で受験要件を確認できない場合は、当該事業所での期間は算定できません。

A